

ぷらざこむ2利用のきまり

ぷらざこむ2利用者運営委員会作成

1. ぷらざこむ2建物内の多目的室・防音室・倉庫・スポーツ広場・その他共用スペース (以下ぷらざこむ2とする)の利用目的と利用内容

- (1) 利用目的は、障がい者の社会参加と福祉、教育を促進し、障がい者自身が生き生きと生きるための各種活動を行うためです。
- (2) 営利性をもった利用は認めません。
- (3) 宗教活動、宗派活動、政党活動、選挙活動の利用は認めません。

2. 利用場所

ぷらざこむ2建物内の

- | | |
|----------|-------------------------------|
| (a) 多目的室 | (c) スポーツ広場 |
| (b) 防音室 | (d) 用具室・大(多目的室となり)と用具室・小(階段下) |

3. 利用者について

- (1) ぷらざこむ2を利用できるのは、宝塚市を中心として活動している障がい(児)者の団体、及び宝塚市在住の障がい者(児)に限ります。
必要な場合には、援助者、同伴者なども同行参加できます。
- (2) 利用目的にかなうため、ぷらざこむ2利用者は、毎回参加者全員の50%以上が障がい者となるメンバー構成でなければなりません。
但し、活動に参加しない援助者、同伴者はメンバー構成には含みません。
- (3) ぷらざこむ2は、利用者事前登録制とします。登録希望者及び団体は、所定の登録申請用紙に記入し、運営委員会の許可を得て利用登録を行います。
毎年、登録の更新手続きを行います。(更新時期は6月)
- (4) 暴力団関係者、泥酔者、「利用の決まりに」に従わない方の利用はお断りします。

4. ぷらざこむ2利用者運営委員会について

- (1) 利用の目的を全うする為に「ぷらざこむ2利用者運営委員会」(以下運営委員会とする)を設置しています。運営委員会は別紙規約を定めます。

5. 利用日、利用時間

- (1) 休館日 (a) 国民の祝日とその前後の日曜日 (c) 盆休み
(b) ゴールデンウィーク (d) 年末年始
毎年の休館日日程は、「ぷらざこむ1」及び「さざんか福祉会」の休館・休園を元に、運営委員会にて決定します。
但し、スポーツ広場のみ、運営委員会の承認があれば休館日の使用も可能とします。
- (2) 利用時間
* 午前の部 9時～13時 * 夜間の部 17時～21時 (但し、土曜・日曜は不可)
* 午後の部 13時～17時 * 深夜の部 21時～翌日9時 (但し、運営委員会の承認要)

6. 利用料

- (1) 利用場所ごとに、午前、午後、夜間、深夜の各部 1回利用につき 300円とします。
- (2) 利用時間をやむなく当日延長した場合は、延長1時間につき100円とします
- (3) 利用料金の中からさざんか福祉会へ水道光熱費を支払い、その残りを備品維持修理費、こむ2利用目的のために、運営委員会にて積み立てます。
- (4) スポーツ広場の夜間利用に伴う照明代は、照明1時間あたり250円です。
(さざんか福祉会の光熱水費に充当)

7. 予約について

- (1) 利用予定日の3ヶ月前から所定の方法により予約受付を行います。
- (2) 予約方法、キャンセル方法
 - (a) インターネット
* パソコンからインターネットで予約やキャンセルができます。
* 予約方法やキャンセルの方法は、マニュアルを参照してください。
 - (b) ファクス
* 所定の書類を（財）プラザ・コム の FAX 0797-83-1701 へ送って下さい。
* ファックスの受付は24時間対応ですが、
その後の予約・キャンセル処理はぷらざこむ1の開館時間内に行なわれます。
 - (c) 直接書類の持参
* 所定の書類を（財）プラザ・コム の事務所へ直接持参してください。
* 受付はぷらざこむ1の開館時間内に限ります。
- (3) 当日の利用
* 利用希望場所に空があれば、事前予約なしでの当日利用も出来ます。
- (4) 早期予約の申請
講座やイベント等において、3ヶ月以上まえから予定日を確定する必要がある場合は、利用予定日の1年前から運営委員会の了解を得て、早期予約ができます。
(（財）プラザ・コムが仮承認をし、その後、運営委員会において正式に承認されます。)

8. 利用後のゴミ処理と清掃について

- (1) 利用後は、室内を清掃して下さい。
- (2) スポーツ広場は、ゴミを拾い、ブラシにてコート面の砂を均一にならし、草引きをして下さい。
- (3) 備品・用具等を当初の状態に戻して返却して下さい。
- (4) トイレ内に目立つ汚れの有る時は清掃して下さい。
- (5) 原則としてぷらざこむ2内にはゴミ箱を設置していません。
各自で出したゴミは生ゴミなどを含みすべて各自で持ち帰ってください。

9. 用具室について

- (1) 利用できる用具室
 - (a) 用具室・大(多目的室となり) 利用料 1区画 下段 年 1500円
上段 年 1000円
但し、1グループ 棚 1台分まで
 - (b) 用具室・小(階段下) 利用料 1用具室 年 4000円
- (2) 利用期間 毎年7月1日 ~ 翌年6月31日
又は グループ登録日 ~ 次の6月31日
- (3) 用具室のみの利用は出来ません。

10. その他

- (1) 全館・全エリア 禁煙です。
- (2) 参加者からお金を徴収する時は、実費範囲内をお願いします。
- (3) 音響機器等の貸出もあります。ぷらざこむ1事務所で聞き下さい。

付記 2002年7月22日作成
2003年2月21日一部改正
2003年8月27日一部改正
2005年5月26日一部改正
2006年4月21日一部改正
2007年12月18日 全面改正
2009年7月21日一部改正